

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 下野市地域公共交通会議
住 所 栃木県下野市笹原 26 番地
代表者氏名 会長 長田 哲平

令和 5 年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金) 交付申請書

令和 5 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)の交付を関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1. 交付を受けようとする補助金の額

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

運 行 系 統 数	補 助 金 の 額
1	4, 994 千円

各地方運輸局交通政策部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

総合政策局地域交通課長

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額について

令和5年度における地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表8に定める「補助対象系統が存する市区町村毎の国庫補助上限額」については、下記により算定することとしたので、関係者への周知方よろしくお取り計らい願います。

記

①通常の補助を受ける場合の算定式

i) 人口密度120人以上

$$\text{対象人口} \times 90\text{円} \times 0.7 (\text{補正係数}) + 140\text{万円} (\text{定額})$$

ii) 人口密度120人未満

$$\text{対象人口} \times 90\text{円} \times 1.0 (\text{補正係数}) + 140\text{万円} (\text{定額})$$

②地域公共交通計画を策定した場合の算定式

$$\text{対象人口} \times 120\text{円} + 200\text{万円} (\text{定額})$$

$$\text{対象人口} 24,957\text{人} \times 120\text{円} + 200\text{万円} \\ = 4,994,840\text{円}$$

③地域公共交通利便増進実施計画（以下「利便増進計画」という。）の認定を受けた場合の算定式

$$\text{対象人口} \times 240\text{円} + 400\text{万円} (\text{定額})$$

④地域旅客運送サービス継続実施計画（以下「継続実施計画」という。）の認定を受けた場合の算定式

$$\text{対象人口} \times 240\text{円} + 400\text{万円} (\text{定額})$$

⑤地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表8ただし書きに係る場合（別表25の地域公共交通協働トライアル推進事業の要件を満たす地域公共交通の対象区域内の市町村であって、都道府県及び当該市町村を構成員に含む活性化法法定協議会に対し交付する場合）

①～③の算定式を基に算出した市町村ごとの上限額の合算

なお、災害等により被災した市町村においては、上記算定式によらず特段の配慮を行うこととする。

※いずれの算定式も千円未満切り捨てとする。

※人口密度とは、最新の国勢調査結果による。なお、補助対象系統が存する市町村が複数あり、協議会が当該複数市町村により構成される場合には、それぞれの人口密度の平均値をとる。

以上